

總一一三号

案起昭和四〇年十月三日

決闘定議昭和四〇年十月三日

上奏昭和四〇年月日

施行昭和四〇年十月三日

昭和四〇年月日

公布昭和四〇年月日

内閣總理大臣五

内閣官房長官五

内閣法制局長官五

内閣官房副長官五

内閣参事官五

増田国務大臣五

内閣官房副長官五

田中国務大臣

倉石国務大臣

西村国務大臣

木村国務大臣

内閣官房副長官五

三木国務大臣

菅野国務大臣

藤枝国務大臣

松平国務大臣

内閣官房副長官五

水田国務大臣

大橋国務大臣

小林国務大臣

堀原国務大臣

宮澤国務大臣

内閣官房副長官五

鈴木国務大臣

早川国務大臣

二階堂国務大臣

内閣官房副長官五

内閣官房副長官五

別紙内閣總理大臣請議

故吉田茂の葬儀の執行について

右閣議に供する。

内

閣

指 令 案

故吉田茂の葬儀の執行について請議  
のとおり。

V A05

總第607号

昭和42年10月2日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作



故吉田茂の葬儀の執行について

標記について、別紙のとおり閣議を求める。

裏  
面  
白  
紙

總理府

故吉田 茂の葬儀の執行について

(昭和四〇年一〇月二三日)  
(閣議決定案)

1. 葬儀は、国において行ない、故吉田 茂國葬儀と称する。
2. 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、  
同副委員長及び同委員を置く。  
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員  
は内閣総理大臣が委嘱する。
3. 葬儀は、昭和四〇年一〇月三日日本武道館において行  
なう。
4. 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

裏面白紙

